

指定訪問看護ステーション 北彩都 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 仁友会が開設する指定訪問看護ステーション 北彩都（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービス及び地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人仁友会訪問看護ステーション 北彩都
- (2) 所在地 旭川市東旭川北1条4丁目89番地121

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーション従事者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 常勤4名以上（管理者含む）理学療法士又は作業療法士 常勤専任1名以上
看護師等は、訪問看護計画書の作成及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。又、必要な事務を行う。
- (3) 事務職員 1名（非常勤）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は午前9時から午前12時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置

- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 在宅自己腹膜還流 (CAPD) 管理指導
- (10) 尿路変向 (更)・人工肛門 (ストーマ) の管理
- (11) カテーテル等の管理
- (12) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に応じた額とする。

- 2 医療保険及び高齢者医療保険法による訪問看護を提供した場合は、下記の通り徴収する。
 - (1) 基本療養費 各種健康保険法に基づく自己負担割合として1回の訪問につき療養費 × 負担割合 (1～3割)
 - (2) 交通費 通常の事業の実施地域の境界から片道10km以上の訪問につき1回500円
- 3 死後の処置料は、5000円 (消費税含む) とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る事とする。
- 5 料金改定があった場合は、別紙により利用者及びその家族に説明し同意を得る事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市内とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに連絡し、適切な処置を行う事とする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第10条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

- 第11条 ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者またはその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるも

のとする。

- ① 虐待を防止するための訪問看護等に対する研修の実施
- ② 利用者およびその家族からの苦情処理の体制の整備
- ③ その他虐待防止の為に必要な措置。

2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第13条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者を抑制する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間について説明し、同意を得たうえで、その対応および時間その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、これら秘密の保持に関しては、雇用契約締結の際に取り決めるものとする。

（衛生管理等）

第15条 ステーションは従事者の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事務所の整備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 利用者・職員における感染症の予防および、蔓延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において職員に対し、感染症の予防および蔓延の防止のための研修、訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施する。
- 3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 訪問看護ステーションは、看護師の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 ステーションは利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人仁友会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年9月1日 一部改正

平成13年2月1日 一部改正

平成14年7月1日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正

平成16年5月24日 一部改正

平成16年10月25日 一部改正

平成17年5月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成18年10月1日 一部改正

平成19年1月4日 一部改正

平成20年1月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成22年5月6日 一部改正

平成23年7月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成24年7月1日 一部改正

平成24年9月10日より管理者変更の引継業務のため1次的に従業員数1人増となるが平成24年10月1日より元に戻る為運営規定上変更せず状況の記載のみとする。

平成25年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成26年4月23日 一部改正

平成26年6月02日 一部改正

平成26年11月10日 一部改正

平成27年8月1日 一部改正

平成28年8月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成29年7月18日 一部改正

令和3年1月18日 一部改正

令和5年2月1日 全面改定